

特定地域経営支援対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7200 号農林水産省経営局長通知）  
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の実施</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の内容</p> <p>（1）アイヌ農林漁業対策事業</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 実施基準</p> <p>（ア）～（ケ） [略]</p> <p>（コ）導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーが API（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社の web サイトや農業データ関係基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和 4 年度末までに整備していること。</p> <p>ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械等でなければ成果目標を達成できないと市町村長が認める場合を除く。</p> <p>（サ）～（セ） [略]</p>	<p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の実施</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の内容</p> <p>（1）アイヌ農林漁業対策事業</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 実施基準</p> <p>（ア）～（ケ） [略]</p> <p>（コ）導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーが API（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社の web サイトや農業データ関係基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和 4 年 4 月時点で整備している又は令和 4 年度末までに整備する見込みであること。</p> <p>ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械等でなければ成果目標を達成できないと市町村長が認める場合を除く。</p> <p>（サ）～（セ） [略]</p>

ウ・エ [略]

(2) 沖縄農業対策事業

ア 補助対象の施設等

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 別表2の17 経営継承円滑化支援施設の欄のうち補助の対象となる経営資産は、次に掲げるものとする。

a 事業実施主体が離農希望者等から買入れる農用地であって、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（[昭和55年法律第65号](#)。以下「基盤強化促進法」という。）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等に一定期間（5年以内）貸し付けた後にあらかじめ特定された相手に売り渡すことを予定しているもの。

b～d [略]

(エ)・(オ) [略]

イ・ウ [略]

エ 成果目標

(ア)～(ウ) [略]

(エ) (ア)の農業経営の法人化に関する目標の対象となる法人は、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人並びに参入法人（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項、[農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号](#)。以下「中間管理事業法」という。）第18条第5項第3号又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

ウ・エ [略]

(2) 沖縄農業対策事業

ア 補助対象の施設等

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 別表2の17 経営継承円滑化支援施設の欄のうち補助の対象となる経営資産は、次に掲げるものとする。

a 事業実施主体が離農希望者等から買入れる農用地であって、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（[昭和27年法律第229号](#)。以下「基盤強化促進法」という。）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等に一定期間（5年以内）貸し付けた後にあらかじめ特定された相手に売り渡すことを予定しているもの。

b～d [略]

(エ)・(オ) [略]

イ・ウ [略]

エ 成果目標

(ア)～(ウ) [略]

(エ) (ア)の農業経営の法人化に関する目標の対象となる法人は、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人並びに参入法人（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は[基盤強化促進法第18条第3項第3号](#)の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。）とする。

(令和4年法律第56号)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の基盤強化促進法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。)とする。

### 3 実施手続

(1) [略]

(2) 事業実施計画の承認

ア [略]

イ 要綱第5の6の(2)の経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) [略]

(イ) 沖縄農業対策事業

(ア) のg、h及びiの基準のほか、次に掲げるとおりとする。

a [略]

b 事業実施主体である農業者等の組織する団体が以下のいずれの者に該当する、又は受益農家に以下のいずれかの者が含まれていること。ただし、新規就農者にあつては、認定農業者又は認定就農者(基盤強化促進法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)に限るものとする。また、(b)、(c)及び(d)にあつては、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について(令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知)に基づき作成した工程表により令和6年度末までに地域計画(基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。)が作成されることが明らかとなっている地域内

### 3 実施手続

(1) [略]

(2) 事業実施計画の承認

ア [略]

イ 要綱第5の6の(2)の経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) [略]

(イ) 沖縄農業対策事業

(ア) のg、h及びiの基準のほか、次に掲げるとおりとする。

a [略]

b 事業実施主体である農業者等の組織する団体が以下のいずれの者に該当する、又は受益農家に以下のいずれかの者が含まれていること。ただし、新規就農者にあつては、認定農業者又は認定就農者(基盤強化促進法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)に限るものとする。

における者に限るものとする。

(a) 地域計画のうち目標地図（基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）

(b) 実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）附則（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 経営第 3216 号）5 の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「進め方通知」という。）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。以下同じ。）に基づき、地域の将来を担う中心経営体（進め方通知 2 の（3）の③のアの中心経営体（中心経営体に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。以下同じ。）をいう。）。

(c) 実質化された人・農地プランが作成されている地域にお

[新設]

(a) 実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「進め方通知」という。）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。以下同じ。）に基づき、地域の将来を担う中心経営体（進め方通知 2 の（3）の③のアの中心経営体（中心経営体に位置付けられることが確実であると関係市町村長が認める者を含む。以下同じ。）をいう。）。

[新設]

いて、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者。

ただし、10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していること。

(d) 地域計画及び実質化された人・農地プランが作成されていない地域内において、農地中間管理機構（中間管理事業法第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から賃借権等の設定等（中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化促進法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。）。

c [略]

4・5 [略]

第3～第7 [略]

別表1 [略]

別表2

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
------	--------------	-------

(b) 目標年度までに実質化された人・農地プランを作成する見通しが明らかになっている地域内において、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から賃借権等の設定等（中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化促進法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。）。

c [略]

4・5 [略]

第3～第7 [略]

別表1 [略]

別表2

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
------	--------------	-------

1～9	[略]	[略]
10	乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	<u>[削る]</u>
11～25	[略]	[略]

別表3

施設等名	内容	上限建設費	その他の基準
1～5	[略]	[略]	[略]
6 高生産性農業用機械施設	①温室	内備設備がある場合 建築面積㎡当たり <u>4.5万円</u> 内備設備がない場合 建築面積㎡当たり 1.7万円	上限規模は15,000㎡
	②畜舎	<u>肉用牛舎にあつては</u> <u>建築面積㎡当たり</u> <u>4.2万円</u> <u>乳用牛舎にあつては</u> <u>・成牛用の場合</u> <u>建築面積㎡当たり</u> <u>7万円</u> <u>・哺育育成用の場合</u> <u>建築面積㎡当たり</u> <u>7.3万円</u> <u>一般豚舎にあつては</u> <u>建築面積㎡当たり</u>	上限規模は2,000㎡

1～9	[略]	[略]
10	乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	<u>カントリーエレベーターにあつては、施設の計画処理量1トンにつき補助金163.3千円、計画処理量が2千トン未満の場合は補助金210千円を上限とする。</u>
11～25	[略]	[略]

別表3

施設等名	内容	上限建設費	その他の基準
1～5	[略]	[略]	[略]
6 高生産性農業用機械施設	①温室	内備設備がある場合 建築面積㎡当たり <u>3.5万円</u> 内備設備がない場合 建築面積㎡当たり 1.7万円	上限規模は15,000㎡
	②畜舎	<u>建築面積㎡当たり</u> <u>5万円</u>	上限規模は2,000㎡

		<p>6.1万円 分娩豚舎にあつては 建築面積㎡当たり</p> <p>6.1万円 ウインドレス鶏舎に あつては 建築面積㎡当たり</p> <p>6万円 (ストール、ケージ 等附帯部分を除く。)</p>					
7 乾燥鶏糞貯蔵施設	①ライスセンター	処理量トン当たり 50.2万円	上限規模は2,000t	7 乾燥鶏糞貯蔵施設	①ライスセンター	処理量トン当たり 45万円	上限規模は2,000t
	②カントリーエレベーター	<p>米にあつては 処理量トン当たり 55.8万円</p> <p>麦にあつては 処理量トン当たり 54.4万円</p>	上限規模は3,000t		②カントリーエレベーター	<p>処理量トン当たり</p> <p>2,000t 級 31.5万円</p> <p>3,000t 級 24.5万円</p>	上限規模は3,000t
8 育苗施設		<p>育苗対象面積ha 当たり</p> <p>100ha 以上 110.9万円</p> <p>100ha 未満 197.2万円</p>	上限規模は500ha	8 育苗施設		<p>育苗対象面積ha 当たり</p> <p>100ha 以上 90万円</p> <p>100ha 未満 160万円</p>	上限規模は500ha
9 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建物	<p>処理量トン当たり 46.8万円</p> <p>処理量トン当たり 13.5万円</p> <p>延べ床面積㎡当たり 11.5万円</p>		9 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建物	<p>処理量トン当たり 38万円</p> <p>処理量トン当たり 13.5万円</p> <p>延べ床面積㎡当たり 11.5万円</p>	
	②なし	処理量トン当たり 33.3万円			②なし	処理量トン当たり 27万円	
	③柑橘	処理量トン当たり 21万円			③柑橘	処理量トン当たり 17万円	

	選果機	処理量トン当たり 5,000t 以上9万円 5,000t 未満13.5 万円	
	建物	延べ床面積㎡当たり 7万円	
	④野菜（トマト、キュウリ、 <u>なす、ピーマン</u> ）	処理量トン当たり <u>30</u> 万円 <u>ただし、150g 未満の</u> <u>トマトにあつては処</u> <u>理量1トンにつき</u> <u>67.8万円</u>	
10 農畜産物処理 加工施設	茶	処理量トン当たり <u>186.4</u> 万円	
11・12	[略]	[略]	[略]
13 新技術活用種 苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり 24.5万円（建物） 建築面積㎡当たり <u>3.9</u> 万円（温室）	上限規模は延べ床 面積1,500㎡ 上限規模は建築面 積3,000㎡
14～18	[略]	[略]	[略]

（別紙様式第1・2号） [略]

（別紙様式第3号）

[略]

特定地域経営支援対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月30日  
付け3経営第3157号農林水産事務次官依命通知）第5の6の（2）の  
規定に基づき、下記の地区に係る〇〇事業実施計画書を添えて協議す  
る。

[略]

	選果機	処理量トン当たり 5,000t 以上9万円 5,000t 未満13.5 万円	
	建物	延べ床面積㎡当たり 7万円	
	④野菜（トマト、キ ュウリ）	処理量トン当たり <u>27</u> 万円	
10 農畜産物処理 加工施設	茶	処理量トン当たり <u>160</u> 万円	
11・12	[略]	[略]	[略]
13 新技術活用種 苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり 24.5万円（建物） 建築面積㎡当たり <u>3.5</u> 万円（温室）	上限規模は延べ床 面積1,500㎡ 上限規模は建築面 積3,000㎡
14～18	[略]	[略]	[略]

（別紙様式第1・2号） [略]

（別紙様式第3号）

[略]

特定地域経営支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経  
営第7199号農林水産事務次官依命通知）第3の7の（2）の規定に基  
づき、下記の地区に係る〇〇事業実施計画書を添えて協議する。

[略]

(別紙様式第4～6号) [略]

(別紙様式第4～6号) [略]

附 則 (令和5年4月1日付け4経営第3191号)

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。